

## 福井しあわせ健康産業協議会 設置要綱

### (目的)

第1条 県民の疾病予防による健康寿命の延伸、医療・介護体制の充実による介護負担の軽減につながる「福井しあわせ健康産業」を創出するため、「福井しあわせ健康産業協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「福井しあわせ健康産業」とは、健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）を延ばすとともに、介助・介護や治療が必要になったときにも、本人のみならず周囲の人が安心して暮らすために役立つ産業とする。

### (事業)

第3条 協議会は、「福井しあわせ健康産業」に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の連携・協働による新製品・新ビジネスの創出支援
- (2) ヘルスケア産業に関する情報の共有
- (3) ふくいオープンイノベーション推進機構、国等との連携
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 協議会の会員は、会の趣旨に賛同する次の企業および機関で構成する。

- (1) 医療・介護関連産業に関わる企業および関心のある企業等
  - (2) 大学、試験研究機関、産業支援機関、行政機関
- 2 協議会にアドバイザーおよびオブザーバーを置く。
- 3 アドバイザーは県内の健康福祉関係団体で構成し、ヘルスケア製品・サービス開発に関して助言する。
- 4 オブザーバーは、本協議会の運営に関して助言する。
- 5 アドバイザーおよびオブザーバーは無報酬とする。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、福井県産業労働部長とする。会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、福井県工業技術センター所長および福井県健康福祉部副部長とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を副会長が代行する。
- 4 役員は無報酬とする。

### (会議)

第6条 会議は、総会、運営委員会とし、会長が招集し、その議長は会長があたる。

- 2 総会は、会員、アドバイザーおよびオブザーバーをもって構成し、要綱の制定、改廃およびその他重要な事項について協議する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 運営委員会は、会長、副会長および会長が選任する会員の代表者 11名の委員で構成し、協議会の運営方針および事業計画について協議する。なお、議長は、必要に応じアドバイザーおよびオブザーバーの出席を求めることができる。
- 5 運営委員会の議事は、委員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。
- 6 会議は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって票決することができる。
- 7 運営委員は無報酬とする。

(経 費)

第7条 協議会の会費は無料とする。ただし、事業を遂行するにあたって費用負担が生じる場合は、応分の負担を求めることとする。

(事務局)

第8条 協議会に関する事務は、福井県産業労働部産業技術課および福井県工業技術センターにおいて処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、協議会の設立の日（平成 29 年 10 月 4 日）から施行する。

附 則

本会則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。